

島根県中小企業育成振興資金金融資要綱

制 定 平成 4 年 4 月 17 日島根県告示第 451 号

最終改正 平成 29 年 10 月 6 日島根県告示第 541 号

(目的)

第1条 この告示は、県内における雇用の増大と中小企業の育成を図るため、県が金融機関の協調を得て、企業の立地その他の事業活動に必要な資金（以下「中小企業育成振興資金」という。）を融資することにより、県経済の発展に資することを目的とする。

(中小企業育成振興資金の種類)

第1条の2 中小企業育成振興資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 事業所新設等資金
- (2) 成長企業応援資金
- (3) 経営資産承継資金

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 普通銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び漁業協同組合 J F しまねで知事の指定を受けたものをいう。
- (2) 製造業 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる大分類 E 一 製造業をいう。
- (3) ソフト産業等 次に掲げる業種をいう。

- ア ソフトウェア業
- イ 情報処理・提供サービス業
- ウ インターネット附隨サービス業
- エ デジタルコンテンツ業
- オ コールセンター業
- カ データセンター業
- キ シェアードサービス業
- ク 広告代理業
- ケ ディスプレイ業
- コ 非破壊検査業
- サ デザイン業
- シ 経営コンサルタント業
- ス 機械設計業
- セ エンジニアリング業
- ソ 物流センター
- タ テレワークセンター
- チ 研修所等の人材育成施設

ツ 知的財産活用事務所

テ その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

(4) 中小企業者 次に掲げる者をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業にあっては1億円、小売業及びサービス業にあっては5千万円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあっては100人、小売業にあっては50人）以下の会社及び個人（イに掲げるものを除く。）

イ 資本金の額又は出資の総額が中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する業種ごとに同項に規定する金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに同項に規定する数以下の会社及び個人

(5) 大企業者 中小企業者でない会社及び個人をいう。

（資金措置）

第3条 県は、毎年度予算の範囲内で、中小企業育成振興資金の融資に必要な資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の資金の預託利率、預託額、預託期間及び償還方法は、別に締結する契約で定めるものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の規定に基づき預託を受ける額に、別に定める協調倍率を乗じて得た額以上の融資（以下単に「融資」という。）を行うものとする。

（融資対象者）

第4条 融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えた中小企業者とする。

(1) 地方税を滞納していないこと。

(2) 資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること。

(3) 資金の種類ごとに次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 事業所新設等資金 県内において1年以上（県内において事業を営んでいた中小企業者（以下「先行者」という。）が資本金の2分の1以上を出資して新たに設立した法人による事業の場合にあっては、先行者が事業を営んでいた期間と通算して1年以上。イにおいて同じ。）同一業種を継続して営んでいること。

イ 成長企業応援資金 県内において1年以上同一業種を継続して営んでいること。

ウ 経営資産承継資金 金融機関及び取引先の支援が受けられ、かつ、商工会、商工会議所その他の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。

（融資対象事業費）

第5条 融資の対象となる経費（以下「融資対象事業費」という。）は、次の表のとおりとする。

資金の種類	融資対象事業費
1 事業所新設等資金	事業所の新設等（県内に製造業若しくはソフト産業等に属する事業又は知事が特に必要と認める事業の用に供する建物及び構築物を新設、増設又は移設することをいう。以下同じ。）に係る投下固定資本（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号から第4号までに規定する土地、家屋及び償却資産に限る。以下同じ。）

	<p>のうち新たな施設又は設備の取得（第8条に規定する認定のあった日から原則として2年以内に行われたものに限る。）に要する経費であって、次に掲げる要件を全て備えたものとする。</p> <p>(1) 県内の次に掲げるいずれかの区域に事業所の新設等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地 イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域 ウ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区 エ 普通地方公共団体又は普通地方公共団体が2分の1以上出資している土地開発公社等が事業所用地として造成した区域 オ 市町村長が、事業所の新設等について適當と認める区域 <p>(2) 事業所の新設等に伴い常時使用する従業員を新規に3人以上雇用する計画があり、かつ、操業開始後1年内に当該計画を達成すると認められること。</p> <p>(3) 事業所の新設等に係る投下固定資本の合計額が5千万円（ソフト産業等にあっては、3千万円）以上であること。</p> <p>(4) 事業所の新設等に当たり法令に違反するおそれがないと認められること。</p>
2 成長企業応援資金	成長を図ろうとする企業が実施する事業（別に定める要件を満たすものに限る。）に要する経費とする。
3 経営資産承継資金	<p>県内において事業を営む会社又は個人（以下「被承継事業者」という。）が所有する事業用資産（事業を営むために必要な財産及び債権をいう。以下同じ。）の取得に要する経費であって次に掲げる要件のいずれかに該当するもの及び取得した事業用資産を使用して行う事業に要する経費とする。</p> <p>(1) 被承継事業者が事業用資産が事業の用に供されていたときの常時使用する従業員（企業の事業部門の事業用資産を取得する場合にあっては、当該事業部門の常時使用する従業員）をおおむね2分の1以上雇用する計画があること。</p> <p>(2) 被承継事業者が地域において重要な役割を担っており、当該事業を存続させるべきである旨の市町村長の意見があること。</p>

(融資条件)

第6条 融資利率、償還方法、保証人その他の担保、信用保証及び保証料は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資利率 年 0.90 パーセント。ただし、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として金融機関が 20 パーセントの責任を負担する制度をいう。）の対象となる場合は、年 1.05 パーセントとする。
- (2) 偿還方法 2 年以内据置き。原則として元金均等月賦償還とする。
- (3) 保証人その他の担保 取扱金融機関及び島根県信用保証協会の定めるところによる。
- (4) 信用保証 取扱金融機関の定めるところによる。
- (5) 保証料 年 0.45 パーセント以上 2.20 パーセント以下

2 前項に掲げるもののほか、資金の種類ごとの融資条件は、次の表のとおりとする。

資金の種類	融資条件		
	資金使途	融資限度額	融資期間
1 事業所新設等資金	設備資金	200,000,000 円。ただし、投下固定資本の合計額の 3 分の 2 以内とする。	15 年以内
2 成長企業応援資金	設備資金 運転資金	設備資金 200,000,000 円 運転資金 80,000,000 円	設備資金 15 年以内 運転資金 7 年以内
3 経営資産承継資金	設備資金 運転資金	設備資金 200,000,000 円 運転資金 80,000,000 円	設備資金 15 年以内 運転資金 10 年以内

(事業所新設等資金及び経営資産承継資金に係る融資の申請)

第7条 事業所新設等資金及び経営資産承継資金の融資を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書を、商工会、商工会議所、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会又は公益財団法人しまね産業振興財団（以下「受付機関」という。）及び取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 受付機関は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査の上中小企業育成振興資金の利用の適否についての意見を付して取扱金融機関へ送付するものとする。
- 3 取扱金融機関は、前項の規定による申請書の送付があったときは、内容を審査の上融資の適否についての意見を付して、知事に提出するものとする。

(成長企業応援資金に係る融資の申請)

第7条の2 成長企業応援資金の融資を受けようとする者は、別に定める申請書及び利用計画書を、受付機関及び取扱金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 受付機関は、前項の規定による申請書及び利用計画書の提出があったときは、内容を審査の上中小企業育成振興資金の利用の適否についての意見を付して取扱金融機関へ送付するものとする。
- 3 取扱金融機関は、前項の規定により申請書及び利用計画書の送付があったときは、内容を審査の上融資の適否についての意見を付して、知事に提出するものとする。この場合において、取扱金融機関は、成長企業応援資金の利用を適當と認めたときは、別に定めるところにより知事に推薦する

ものとする。

4 知事は、前項の規定により取扱金融機関から推薦があったときは、速やかに別に定めるところにより審査会を開催し、意見を聴くものとする。

(認定)

第8条 知事は、前2条の規定による申請書の提出があった場合において内容を審査の上適當と認めたときは、事業実施計画及び融資条件等について認定するものとする。

2 知事は、前項の認定を行ったときは、申請を行った者、取扱金融機関及び受付機関に対し、その旨を通知するものとする。

(融資)

第9条 取扱金融機関は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに、申請を行った者に対し融資を行うものとする。

2 取扱金融機関は、融資を完了したときは、遅滞なく、知事に報告するものとする。

(目的外利用の禁止)

第10条 融資を受けた者（以下「借受者」という。）は、融資を受けた資金を融資の目的以外の目的に利用してはならない。

(事業実施計画の変更等)

第11条 借受者は、第8条の規定に基づく認定を受けた事業実施計画を変更し、又は中止しようとするときは、その旨を書面により知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 取扱金融機関は、融資条件を変更しようとするときは、その旨を書面により知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第8条の規定に基づく認定を取り消すことができる。

(1) 申請書に虚偽の記載事項があったことが判明したとき。

(2) 融資条件を履行しなかったとき。

(3) 申請書に記載された雇用計画が、達成されていないと認められるとき（成長企業応援資金の融資に係る場合を除く。）。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この告示に違反したとき。

2 知事は、前項の規定に基づき認定の取消しをしたときは、取扱金融機関に対し通知するものとする。

(繰上償還)

第13条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することになった場合は、あらかじめ契約で定めるところにより、直ちに、取扱金融機関に中小企業育成振興資金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 中小企業育成振興資金の融資を受けて取得した施設又は設備を、知事の承認を得て他に売却又は譲渡したとき。

- (3) 融資対象事業費の減少により、中小企業育成振興資金の当初借入額が融資対象事業費を超えたとき。
 - (4) 投下固定資本の合計額の減少により、中小企業育成振興資金の当初借入額が投下固定資本の合計額の3分の2を超えたとき（事業所新設等資金の融資に係る場合に限る。）。
- 2 取扱金融機関は、前項の規定に基づき借受者より中小企業育成振興資金の返還があった場合は、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

（完了報告等）

第14条 借受者は、融資対象事業費の支払を完了したときは、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 借受者は、操業開始後1年を経過したときから融資期間満了までの間、雇用状況等について知事に報告しなければならない（成長企業応援資金の融資に係る場合を除く。）。

（完了検査等）

第15条 知事は、前条第1項の報告があったときは、借受者に対し完了検査を実施するものとし、借受者はこれを拒んではならない。

2 知事は、前項の完了検査のほか、必要があると認めたときは、借受者に対し必要な調査を実施することができるものとし、借受者はこれを拒んではならない。

（雑則）

第16条 この告示に定めるもののほか、中小企業育成振興資金の融資に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この告示は、平成4年4月17日から施行する。

附 則(平成4年告示第873号)

- 1 この告示は、平成4年10月10日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成4年10月10日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成6年告示第75号)

- 1 この告示は、平成6年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成6年2月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成7年告示第402号)

- 1 この告示は、平成7年5月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成7年5月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成7年告示第515号)

この告示は、平成7年6月13日から施行する。

附 則(平成7年告示第575号)

- 1 この告示は、平成7年7月3日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成7年7月3日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成7年告示第785号)

- 1 この告示は、平成7年10月2日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成7年10月2日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成8年告示第363号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年告示第943号)

- 1 この告示は、平成8年11月13日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成8年11月13日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成9年告示第346号)

- 1 この告示は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成9年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成10年告示第616号)

この告示は、平成10年7月28日から施行する。

附 則(平成11年告示第241号)

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成11年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成11年告示第430号)

- 1 この告示は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成11年6月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成11年告示第938号)

- 1 この告示は、平成12年1月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 12 年 1 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年告示第 315 号)

- 1 この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 12 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年告示第 263 号)

- 1 この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第 6 条第 2 号の規定は、平成 13 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年告示第 354 号)

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年告示第 315 号)

- 1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年告示第 629 号)

- 1 この告示は、平成 15 年 7 月 18 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 15 年 7 月 18 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年告示第 682 号)

この告示は、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 406 号)

- 1 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第 6 条第 7 号の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年告示第 486 号)

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 4 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第 6 条第 7 号の規定は、平成 18 年 4 月 4 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年告示第 277 号)

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱第 6 条第 2 号の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前

の例による。

附 則(平成 20 年告示第 801 号)

この告示は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 252 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年告示第 257 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年告示第 244 号)

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年告示第 301 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則(平成 26 年告示第 188 号)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年告示第 393 号)

1 この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 26 年 7 月 1 日以後の申請に係る融資について適用し、同日前の申請に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年告示第 726 号)

1 この告示は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 242 号)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年告示第 165 号)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年告示第 541 号)

1 この告示は、平成 29 年 10 月 6 日から施行する。